



ご注意ください



H30年度より、キャリアアップ助成金人材育成コースが人材開発支援助成金に統合されます。

提出期限に注意！！



訓練計画届の提出期限は、訓練開始の日の前日から起算して1か月前までとなっております。

訓練開始の日の前日から起算して1か月前とは

例：訓練開始日が4月30日である場合、前日4月29日の1か月前3月29日(木)まで
訓練開始日が5月1日である場合、前日4月30日の1か月前3月30日(金)まで
訓練開始日が5月2日である場合、前日5月1日の1か月前4月1日(日)※₁
閉庁日のため↓
4月2日(月)まで
※₁平成30年度のため、人材開発支援助成金になります。

提出期限が閉庁日の場合は翌閉庁日が期限となりますが、(※₂【参考】)

例の通り3月31日(土)は提出期限に当たらず、期限の特例が適用されません。

また、平成30年5月2日以降に開始する訓練計画届については、提出期限が平成30年4月2日以降となりキャリアアップ助成金人材育成コースの要件は適用されません。

キャリアアップ助成金人材育成コース訓練計画届の提出を予定されている方は、平成30年4月2日以降（4月2日を含む。）ご提出いただけないため、平成30年3月30日（金）までに労働局へ提出するようお願いいたします。

※₂【参考】行政機関の休日に関する法律（期限の特例）

第二条 国の行政庁（各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他 の職員であるものに限る。）に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。